事務局長　お疲れさまです。
本日の総会は、農業委員、推進委員の全員招集となっております。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また、厳しい暑さの中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
本日は、市の農業振興課から杉山課長と須田主査に出席いただいております。この後、議案の説明等をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。
本日、欠席の届出が、１４番、田村誠市委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２７回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午後１時３０分　開会）

事務局長　初めに、細谷会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２３名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、前回６月９日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第２７回総会までの業務報告書をご覧願います。
６月９日に、第２６回農業委員会総会を委員２０名、推進委員２名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
６月２２日に、令和４年度第１回役員会を役員７名の出席をいただき、神岡庁舎２階、情報活動室において開催し、令和４年度農地利用最適化交付金への対応について協議しております。協議結果につきましては、議事終了後に説明させていただきます。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　それでは、本日の会議を開会します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１３番、髙橋勝範委員、１５番、髙川吉昭委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

事務局長　議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長あてに諮問があったので意見を求める。
令和４年７月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　本案件について、農業振興課の説明を求めます。

参　与

ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。
日頃より市の農業施策に関しましては、農業委員の皆様、また最適化推進委員の皆様のご協力いただきまして、大変感謝しております。今後ともよろしくお願いいたします。
本日は、農業振興課から私と、あと担当の須田康平主査、この２人で議案の説明にまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。
初めに、議案第１号については、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大曲、西仙北、中仙、太田地域の除外案件９件、大曲地域の編入案件が１件でございます。
計画の変更に当たりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員や農地最適化推進委員の皆様に書面及び現地確認をいただいたほか、去る５月３０日には大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、計画の妥当性など、様々な要件に照らし合わせて協議を行ったところであり、９件の農用地からの除外及び１件の農振地域の編入について、やむを得ないものという結論に至っております。
この後、全体概要については、私どもの須田主査から、各事案の詳細については各地域の担当よりご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お疲れさまです。
担当の農業振興課の須田と申します。今日はよろしくお願いいたします。
ここからは座って説明させていただきます。
各地域の説明に入ります前に、全体の概要についてご説明いたします。
お手元の議案資料、第１号の１ページから３ページ、総会議案資料、１ページから２０ページまでになります。
今次、令和４年度前期分の計画変更につきましては、除外案件９件、編入案件が１件となっております。除外案件について変更する筆数は田１２筆、畑３筆の計１５筆です。編入案件については、田２筆、面積は１，２１６平米です。除外後の用途につきましては、宅地が４件、車庫が１件、駐車場が１件、宅地及び資材置場が１件、車両置場が１件、道路用地が１件です。除外に当たりましては、これまで同様、事業計画の妥当性や、除外することにより農地の集団化、効率化、担い手の農地集積や水路等の土地改良施設に支障が出ないかどうかの除外５要件に加え、農地専用区画可否の見込みについても含め、総合的に判断させていただいたものでございます。
詳細につきましては、この後、大曲、西仙北、中仙、太田地域の順で担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
それでは、初めに、大曲地域の除外案件についてご説明申し上げます。

番号は、１番になります。
総会議案資料につきましては、１ページ目、２ページ目をご覧ください。
申出地は、新谷地〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積は合計〇〇〇平米です。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、計画者は、〇〇さんと同居している〇〇〇〇さんです。
用途は、一般住宅になります。
計画者は、現在、妻の実家である申出者の〇〇さんと同居しており、子供の成長とともに手狭になってきたことから、実家の前の当該地に新たに住宅建築をするため、農用地域から除外するものです。
当該地は、隣接する北側と西側が農地となっていますが、南側は道路に面して〇〇さんの家があり、東側には石碑が接地していることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
住宅建築後の生活排水は合併処理浄化槽で処理し、雨水については自然流下、また緩衝地をもって土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

土地改良事業については、県営担い手基盤整備事業が平成１１年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しています。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続していることから、許可要件を満たすと判断いたします。

続きまして、番号が２番の案件になります。
総会議案資料につきましては、３ページ目、４ページ目をご覧ください。
申出地は、下深井○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、現況地目は田、面積は合計○○○平米です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○さんで、計画者は、大曲緑町○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さんで、申出者の子に当たります。
用途は、一般住宅になります。
計画者は、現在アパートに住んでおりますけれども、農業の後継者として実家で３世代家族で同居するには手狭であることから、当該地に新たに住宅を建築するために農用地区域内から除外するものであります。
当該地は、一団の農地の末端にあり、西側、北側、南側が道路に面しており、さらに南側は実家がある宅地となっていることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
住宅建築後の生活排水は合併処理浄化槽で処理し、雨水については自然流下、また建物基礎位置及び高さを調整し、通風及び日当たりを配慮するため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、国営造成整備事業が平成１７年度に、県営圃場整備事業が平成３年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しています。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続していることから、許可要件を満たすと判断いたします。

続きまして、番号３番の案件になります。
総会議案資料につきましては、５ページ目、６ページ目をご覧ください。
申出地は、角間川○○○○○○○○○○○○○○○○、現況地目は畑、面積は合計○○○平米です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さんで、計画者○○○○○さんです。
用途は、車庫になります。
計画者は、現在家族３世帯で申出地の隣接地にある住居で生活しており、今後新たに購入予定の車両を保管する車庫を建築するため、当該地を農用地区域から除外するものであります。
当該地は、もともと住居がある敷地に隣接しており、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
車庫建築に当たり、造成工事は実施せず、土砂の流出被害はないと判断します。また、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
また、土地改良事業の対象農地から外れており、除外することにより、土地改良事業等に影響を及ぼすことはないと判断しています。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は申出者の生活する敷地の中にある農地で第１種、第３種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第２種農地に該当すると判断します。
また、第２種農地は申請地に代わる周辺の土地で事業の目的を達成できる同規模の農地以外の土地や第３種農地がない場合、許可できることから、事業の目的や立地場所、周辺の土地の状況を勘案し、許可要件を満たすと判断します。

大曲地域についての説明は以上です。

続きまして、西仙北地域の除外案件４番についてをご説明申し上げます。
総会議案資料につきましては、７ページ、８ページをご覧ください。
申出地は、土川○○○○○○○、地目は畑、面積は○○○○○平方メートルです。
申出者は、○○○○○○○○○○○○の○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
用途は、駐車場です。
計画者は、製造業を経営しておりますが、社員数が４０人を超え、通勤用の車も会社の敷地内に駐車するのが手狭になってきており、このたび社員の駐車場を集約し効率化を図るために会社敷地の隣接地の農地を転用し、申出人の事業に活用するものです。
当該地は、東側は農地となっておりますが、それ以外は道路に面しており、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。
雨水については自然流下となるため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断しております。
土地改良事業については、経営戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業が平成２５年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みになっております。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は拡張に係る部分の敷地が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限るという特別の立地条件の拡張に該当することから、許可要件を満たすと判断いたします。

中仙地域の案件、２件について説明します。
初めに、５番、資料は、９ページ、１０ページとなります。
申出地は、鑓見内○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートルです。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
計画者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
○○○○さんと○○○○さんは親子です。
用途は、一般住宅です。
計画者は、現在、妻子とともに市営住宅に居住しておりますが、実家の両親が高齢のため、農業経営を引き継いでおり、農作業しやすい環境である実家民地である当該地に住宅を建設するため、農用地区域から除外するものであります。
当該地は、一団の農地の末端に位置していることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化や利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水等は合併浄化槽で処理し、雨水は水路放出となります。また、のり面保護により土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、県営農地集積加速化基盤整備事業を行っておりますが、事業完了後８年を経過しており、関係土地改良区とも調整済みであります。
農地転用における立地基準においては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断しております。
許可基準については、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

次に、６番、資料は、１１ページ、１２ページをご覧ください。
申出地は、清水○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、１筆、合計○○○平方メートルです。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

計画者は、同住所の○○○○さんです。
○○さんと○○さんは親子です。
用途は、一般住宅です。
計画者は、現在、妻子とともに両親宅に居住しておりますが、子の成長に伴い、現在の住宅では手狭になってきたことから、当該地に住宅を建設するため、農用地区域から除外するものであります。
当該地は、一団の農地の末端に位置していることから、当該変更による分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化や利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水等は合併浄化槽で処理し、雨水については自然流下となりますが、緩衝地を設けることにより土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業につきましては、県営農地集積加速化基盤整備事業を行っておりますが、事業完了後８年を経過しており、関係土地改良区とも調整済みであります。
農地転用における立地基準については、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断しております。
許可基準については、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
中仙地域について、説明は以上です。

続きまして、太田地域の除外案件についてご説明申し上げます。
番号は、７番、総会議案資料につきましては、１３ページ、１４ページをご覧ください。
申出地は、太田町太田○○○○○○○○○○、現況地目は田、面積は○○○○○平方メートルです。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さんで、計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○さんです。
用途は、一般住宅及び資材置場でございます。
計画者は、現在、実家で家族と同居しておりますが、実家も手狭なため、新たに住宅を新築するものであり、また父の営む会社の資材置場が不足しているため、一部を資材置場として活用することから、当該地の農地を農用地区域から除外するものです。
当該地は、住宅、公共施設等に囲まれ、旧太田町の中心部に位置している農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水は公共下水道で処理し、雨水については自然流下及び前面道路の側溝へ流すため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、県営かんがい排水事業が平成１１年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みでございます。
農地転用における立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、大仙市役所太田支所からおおむね３００メートル以内にあることから、第３種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は第３種農地に該当し、宅地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可要件を満たすと判断いたしております。

続きまして、番号８番の案件になります。
議案資料につきましては、１５ページ、１６ページをご覧ください。
申出地は、太田町横沢○○○○○○、○○○○○、現況地目は田、面積は○○○○○平方メートルでございます。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○さん、同じく○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さんで、計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
用途は、車両置場です。
計画者は、自動車販売業を営んでおり、このたび販売に関する車両や除雪機械の置場が手狭となったことから、隣接する農用地区域から除外するものでございます。

当該地は、西側に現在の車両置場、東側農地となっていることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水は水路放流を行い、のり面保護することから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、県営かんがい排水事業が平成１１年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みでございます。
農地転用における立地基準につきましては、良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は事業の拡大に係る車両置場の敷地面積が既存施設の敷地面積の２分の１を超えないものに該当することから、許可要件を満たすと判断いたしております。

続きまして、番号９番の案件になります。
総会資料は、１７ページ、１８ページをご覧ください。
申出地は、太田町駒場○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、現況地目が田、面積は○○○○○○平方メートルでございます。
申出者、計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんです。
用途は、道路用地でございます。
計画者は、長年自宅への出入りが狭く不便を感じており、私道と自宅への道路の拡幅を計画しており、当該地を農用地区域から除外するものでございます。
当該地は、集落に接続した農地であり、南側へは私道を、北側には計画者の自宅があり、西側私道を挟み、農地となっており、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水は自然流下及びのり面保護をすることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断いたしております。また、この案件につきましては、地元の農業委員、推進委員の方々からも立会い確認をしていただいております。
太田地域については以上です。

最後に、大曲地域の編入案件についてご説明させていただきます。
番号は、１０番になります。
総会資料は、１９ページ、２０ページをご覧ください。
今回の編入案件は令和５年度採択予定の県営花館高関上郷の圃場整備事業に伴うものであります。
事業名は、農地中間管理機構関連農地整備事業で、区画整理の面積は４７．１ヘクタールのうち今回編入する筆は、田２筆、面積は１，２１６平米です。
対象となる土地改良区は、大仙市仙北平野土地改良区となっております。
簡単ではございますが、編入案件についての説明は終わります。
以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで農業振興課の職員が退席しますので、暫時休憩いたします。
（農業振興課職員　退席）

(午後２時６分　休憩)

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後２時１５分　再開)

議　長　　議案第２号の「空き家に付属した農地の指定解除について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　空き家に付属した農地の指定解除について
大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、下記農地の指定解除について審議を求める。
令和４年７月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

４ページ、１番をご覧ください。
農地の所在は、太田町東今泉○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートルです。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳です。
本案件は、今年の２月総会において、空き家に附属した農地として指定後、農地法第３条により所有権移転について許可したものになります。その後の状況について、大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づき調査することとされており、今回、登記手続及び耕作状況について確認をしたため、農地の指定解除を行うものです。
所有権移転については、本年２月２１日に登記手続が完了していることを確認しております。また、耕作状況につきましては、自家消費用の野菜の栽培を確認しており、後ほど地区担当の泉委員から現地確認についてご説明をいただく予定としております。
一般的には農地を取得する場合は、１０アール以上の経営面積が必要となりますが、例外的に空き家に附属する農地を取得する場合には、市の移住定住促進施策の一環として、１アール以上に緩和しております。
この農地の譲受人は、○○○○○さん、６６歳です。奥さんと２人暮らしの方で、○○○○○をされていましたが、定年退職された後、田舎暮らしをしてみたいと考え、今回空き家を購入の上、附属する農地を取得しました。
以上、大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づき、許可後の登記手続及び耕作状況の確認を行い、この農地の指定を解除して問題ないものと判断いたしました。

議　長　　説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

泉委員	１１番、泉です。 ６月１３日に事務局と一緒に現地を確認してきました。それで、トマト、キュウリ、ナスなど様々きれいに植わっておりましたし、きれいに管理もされておりましたので、何の問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議　長	これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 （なしの声）
議　長	質疑ないようですので、採決いたします。 本案件について、原案のとおり指定解除することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり指定解除することに決定しました。
議　長	次に、議案第３号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和４年７月７日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	議案第３号の案件１番を議題とします。 本案件は、〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇委員　退席） 事務局の説明を求めます。
参　与	

５ページ、１番をご覧ください。
農地の所在は、神宮寺〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田２５筆、畑８筆、計３４筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
使用貸借の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、８０歳です。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇さん、５６歳です。
貸付人と借受人の関係は親子になります。
申請理由につきましては、貸付人の経営移譲年金の継続受給のため、今回、契約期限を迎えたことから、更新手続を行うものになります。
設定期間は１０年です。
この案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第３号、案件２番から１３番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

１５ページ、７番をご覧ください。
農地の所在は、大仙市協和峰吉川○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積○○○平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７５歳です。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７０歳です。
売買価格は、１０アール当たり○○円、総額で○○○○○○○円となっております。
申請理由といたしまして、譲受人の○○○○さんは申請農地の隣に自作地があることから、以前より譲渡人の○○○○さんからの依頼で作付、管理もしておりました。○○さんは今後も耕作する意思がないことから、このたび○○さんに売買を願い出たところ、○○さんがこれに応じてくれたものです。
対象農地は、農振除外地であることから、３条での売買となっております。
なお、築堤工事のため、買収された後の小規模な残地があり、耕作には不向きな農地が含まれていることから、売買価格が低くなっております。

１６ページ、１０番と、１７ページ、１１番をご覧ください。
関連がありますので、併せて説明いたします。
１０番の農地の所在地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田２筆、計３筆、面積○○○○○平方メートルです。
１１番の農地の所在地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田４筆、計５筆、面積○○○○○平方メートルです。
自作地相互の交換です。
申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７０歳と、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６８歳です。
申請理由につきまして、今後予定されている圃場整備の区域の内と外の農地の交換になります。○○さんは農地が戸地谷地区圃場整備事業の対象地内にありますが、今後設立される法人との賃貸契約を希望しておらず、引き続き自分で耕作することを予定しております。そのため、○○さんの圃場整備の区域内にある農地と交換することにより解消できることから、今回申請したものです。
なお、農地の面積に違いがありますが、お互い合意の上で申請されたものです。

私からは、その他の案件についてご説明いたします。
議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました３件のほかに、有償所有権移転１件、無償所有権移転１件、賃貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の新規１件、更新４件がございます。
２２ページから２３ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年７月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２４ページ、１番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料の１、２ページをご覧ください。
転用する農地は、大曲日の出町一丁目〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外１名です。外１名は、譲受人の妻になります。
申請理由につきまして、譲受人は現在、勤務先の都合で夫婦別世帯に住んでいますが、同居のめどが立ったことから、申請地に住宅の新築を計画したものです。
売買価格は総額〇〇〇〇円で、１平方メートル当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円になります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。第３種農地は原則許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

２４ページから２６ページの２番をご覧ください。
位置図、平面図につきましては、資料、３、４ページになります。

所有権移転の案件です。
転用する農地は、神宮寺字〇〇〇〇〇〇、地目が田、〇〇〇平方メートル外、田８筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん外６名です。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、譲受会社は土木建設業を営んでおりますが、今回、事業拡大のため、既存の資材置場の拡張を計画したものになります。
売買価格については、総額〇〇〇〇円、１平方メートル当たりに割り返しますと、〇〇〇〇〇円になります。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第１種農地に分類され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３５条第５号の規定により、拡張に係る部分の面積が既存の面積の２分の１を超えないことから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、資料４ページの下のほうにあります合計面積ですけれども、〇〇〇〇〇平方メートルと記載しておりますが、〇〇〇〇〇平方メートルの間違いですので、訂正をお願いいたします。
許可基準における一般基準につきましては、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は、今年１月の総会において、農用地区域からの除外について同意をいただいている案件となっております。

続きまして、３番を説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料５ページ及び６ページをご覧ください。
農地の所在は、大仙市高梨〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
転用理由といたしまして、譲受人は現在、借地に母と２人で居住しておりますが、今般、土地所有者から契約更新しない旨を通達されたため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇高梨地区内で代替地を探し、住宅と車庫の新築を計画したものです。
許可基準における立地基準につきましては、申請農地は１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この一般住宅は日常生活上、集落に接続して設置されるものであることから、許可できるものと考えられます。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、ご説明いたしました案件は、今年１月の総会で農振除外について同意をいただいたものになります。

議　長　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。
案件１番についてお願いします。

渡邊委員　２０番、渡邊です。
資料の１ページ、ご覧になって分かるとおり、もう既に全部宅地化なっているところです。この辺は宅地化を推進するために基盤整備したところで、あと残り僅かしかありませんが、何らこのとおりの計画どおり、住宅がどんどん建っているところです。何の問題もございません。

議　長　ありがとうございます。
案件２番についてお願いします。

齊藤委員　　９番、齊藤です。
平面図、横から見たとおり、現地調査した結果、資料の反対側、東側が現在工事が行われております宮田福島圃場整備事業の地域でございます。この当該地はその圃場整備事業から除外地として扱われておりまして、単辺が短いものですから、圃場整備事業として活用できないということから、除外地域外地として扱われております。事務局の説明のとおり、何ら問題ないものと思われます。どうかご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。
案件３番についてお願いします。

本間委員　　４番、本間です。
現地確認した結果、事務局の説明のとおり、何ら問題がなかったので、ご報告申し上げます。

議　長　　ありがとうございます。

事務局長　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第５号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第５号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画決定について意見を求める。
令和４年７月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第５号、案件３５番を議題とします。
本案件は〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

４３ページの３５番について説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市花館○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートルです。
農地集団管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
期間は１０年間、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○円です。
申請理由として、○○さんが現在、強化法で契約している農地を中間管理事業に切り替えるものです。
ただいま説明した３５番につきましては、農業経営基盤強化促進法で第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員　入場)

議　長　次に、議案第５号の案件１番から３４番、３６番から４２番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２７ページから２８ページの２番です。
利用権を設定する農地は、大仙市土川○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○平方メートル外、田８筆、畑７筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さん、４６歳、秋田市山王四丁目１番２号、秋田県農業公社が買い取った後、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんが、公社の農地売買支援事業を使い、６年分割で購入する予定です。
売買価格は１０アール当たり約○○円で、総額○○○○○○○○○○円です。
申請理由といたしまして、○○○○○○○○○○○○○は申請農地がほかの耕作地に比べて遠いため、作業に不便を感じておりました。申請農地の近くを耕作する○○さんは、経営規模の拡大を目指しており、農地の買受けを希望したことから、このたびの契約となったものです。

４１ページの３１番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、１筆です。
新規の利用権設定で、利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、７

１歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、３１歳です。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○円とです。
申請理由といたしまして、借受人の○○○さんは２５歳で就農し、現在は２ヘクタールを超える面積でネギを作付しています。申請農地はこれまでも○さんが耕作していた農地でしたが、大雨による災害が度々発生することから、正式に賃貸借契約を結ぶことで合意したものです。

４３ページ、３６番から、４７ページ、４２番までをご説明します。
４３ページ、３６番です。
利用権を設定する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田６筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外８名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外３名、新規７件、田３３筆、畑５筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
１０アール当たり賃借料につきましては、田、畑ともに○○○○○○○○円から○○○○○○○円となっています。
設定期間は全て１０年契約です。
１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

私からは、その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第５号につきましては、ただいま説明いたしました９件のほかに、所有権移転７件、賃貸借権設定の新規６件及び更新１９件がございます。
今回の所有権移転における他の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○円から○○○円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、田の賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○○円から○○円と幅がございます。低いほうについては、圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。

事務局長　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これ

を報告する。
令和４年７月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

４８ページをご覧ください。
記載の５法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、４９ページから６４ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。
これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局のほうから何かございませんか。

参　与　農地パトロールの実施についてのお願いでございます。
毎年、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様に実施していただいている農地パトロールにつきまして、今年度もできれば８月中、遅くとも９月中には実施してくださるようお願いいたします。
なお、活動日と時間につきましては、活動記録簿と活動実績報告書に忘れずに記載してくださるよう併せてお願いいたします。

参　与　それでは、私のほうから幾つかご説明させていただきます。
まず、農業委員会等の公務災害補償制度についてご説明いたします。
お配りしました、農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてという紙面をご覧願います。
皆様ご承知のとおり、この保険制度は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が公務中の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金をお支払いする制度でございます。例年どおり、今年もこの保険に加入したいと思いますので、どうかご了解願います。
また、手続の関係上、７月分の報酬からＡ型の保険料１口１，０００円を引かせていただきたいと考えておりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。
次に、お配りしました令和４年度最適化活動の目標の設定等という資料と、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価という資料についてご説明いたします。
こちらの資料は、例年どおり農業委員会事務の実施状況について、現状、課題、目標、評価などがそれぞれ記載されたものでございます。６月の下旬から市役所のホームページにも掲載されておりますので、あとでご覧になっていただければと思います。
次に、お配りしました令和４年度コロナ禍における農業生産の実情と要望等に関するアンケート調査についてをご説明いたします。
このアンケート調査は、昨年度に引き続いて、今年度のコロナ禍における農業生産の実情と要望等を確認するために実施するものでございます。そして、調査結果を精査し、要望書という形にまとめ上げまして、今年の１１月に開催される秋田県農業委員会大会に提出する予定でございます。
調査票の提出先ですが、７月２６日火曜日まで農業委員会事務局または各支所・分室へご提出ください。調査票は完全回答でなくても構いませんので、分かる範囲でご

記入願います。お忙しい中、大変お手数をおかけしますが、どうかよろしくお願いいたします。
次に、令和４年度農地利用最適化交付金への対応についてご説明いたします。
先日の総会で令和４年度から農地利用最適化交付金の制度が一部変更となった旨をご説明いたしましたが、今回の制度変更によって様々な問題が生じるのではないかというご意見を委員の方々からいただきました。
そこで、６月２２日に役員会を開催しまして、様々なことが協議されましたので、その結果をご報告させていただきます。
今回変更となった箇所は幾つかございますが、農業委員と推進委員の皆様方に関連した部分を確認の意味も含めまして、再度ご説明したいと思います。
お配りしました資料１の交付要件をご覧願います。
これには、委員、推進委員の方々に関連した重要な変更点が２つ記載されております。
１つ目は、毎月皆様方から活動実績報告書を提出していただいておりますが、この活動実績報告書に記入した活動日数が月平均５日以下の場合は、その委員、推進委員への実績払いはゼロになってしまうということです。
２つ目は、一月に一日も活動していない委員、推進委員が１人でもいる場合は、その農業委員全体への交付金はゼロになってしまうということです。
以上、２つの重要な変更点をご説明しましたが、国の求めている理想的な活動の形は、大仙市農業委員会を例にしてみますと、農業委員、推進委員全６４名が月平均６日以上活動し、かつ、一月に一日も活動していない方が１人もいないような形ということとなります。昨年度までは頑張った人は頑張った分だけ交付金を受け取ることができましたが、今年度は自分が幾ら頑張ってもほかの人が頑張らなければ交付金を受け取ることができないという、ちょうど連帯責任のような形となっております。そういう意味では、交付要件が昨年度より厳しくなったかと思われます。
そこで、どのように対応したらよいかということですが、おおよそ次の３つの選択肢があるのではないかということが役員会で話し合われました。
お配りしました資料１の３つの選択肢をご覧願います。
まず、①全委員が交付金を受け取る。この場合の条件として、全委員が月平均６日以上活動し、かつ、全委員が月１日以上活動する。対応案の例として、月３回の打合せ、かつ、月３回の農地の見回りをするなどでございます。
続いて、②一定以上活動した委員、推進委員だけが交付金を受け取る。この場合、条件として、全委員が月１日以上活動する。対応案の例としては、月１回農地の見回りをするなどでございます。
最後に、③交付金を受け取らない。この場合、条件、対応案もなしという形となります。
以上、３つの選択肢を説明しましたが、役員会で協議した結果、今年度は②番、一定以上活動した委員、推進委員だけが交付金を受け取るに決定となりましたので、ご了解願います。

事務局長　私のほうから、ただいまの説明に補足させていただきます。
選択肢の中には、③の交付金を受け取らないことについても記載してはおりますが、役員会の中でも、農地利用最適化交付金を歳入として予算計上していながら受け取らない方向に進むのはおかしいのではないかという指摘がありました。また、県南の他市町村はおおむね受け取る方向で動いていることから、③の交付金なしはどうしても避けたいところですので、その点をご配慮いただきたいと思います。
また、制度的にも厳しくなった部分だけがクローズアップされておりますが、これまでは３０分以上の活動のみ対象となっておりましたが、今回は５分、１０分の活動も対象となるようですので、緩和された部分もあることから、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

参　与　今、局長のほうからもいろいろ説明いただきましたが、今年度は先ほど説明しましたとおり、役員会で決定されたとおり、②番、一定以上活動した委員、推進委員だけが交付金を受け取るという形で進めることとしましたので、どうかご了解願います。

そこで、皆様にお願いがございます。

昨年度までは、毎月、活動実績報告書を提出していただいておりましたが、今年度から事務処理の関係上、農業委員会活動記録簿を提出していただくこととなります。今年度の活動記録簿を見ますと、冊子から切取りができる形となっておりますので、４月分から切り取って、各分室経由で事務局へご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。活動記録簿、ちょうどこのオレンジ色の冊子ですけれども、中を見ますと、ミシン目が入っていまして、それぞれ各ページごと切取りができるような形となっております。それを事務局または各分室のほうへ、４月分から提出するようにお願いいたします。活動記録簿の用紙を全部使い果たしてしまった場合は、事務局か各分室へ連絡いただければ、用紙をコピーして送付いたしますので、よろしくお願いいたします。今年度の対象となる期間は４月分から９月分までですので、９月までであれば、遡って提出することもできますので、よろしくお願いいたします。

また、交付金の対象となる活動は、お配りしました資料の活動項目一覧の中の大項目の２、担い手への農地の集積・集約化、３、遊休農地の発生防止・解消、４、新規参入の促進活動に関連した活動でございますので、ご確認ください。この資料、活動項目一覧は、農業委員会活動記録セット、先ほどお見せしましたオレンジ色の小冊子の９ページに記載されてありますので、記入例などを参考にして、農業委員会活動記録簿をご記入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、お配りしました資料２につきましても、活動記録簿の記入例が掲載されておりますので、参考にしていただければと思います。

最後に、令和４年度市町村農業委員会地区別研修会の開催通知についてですが、今年は県南地区につきましては、８月４日に横手市民会館で開催される予定でございます。参加の取りまとめにつきましては、後日、事務局や各分室を通じて連絡しますので、どうかよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

議　長　今、高橋さんのほうからいろいろと最適化活動についても説明いただきましたけれども、いろいろと何やら厳しい状態になっておりますけれども、湯沢市、仙北市の会長に聞いたところ、資料１の①番の一番上の月３回の地域での打合せ、それで、個人的に農地の見回りを５分、１０分程度するというような感じでやるというような話でした。仙北地域、雄平仙どちらを見ても、横手市はやっていませんけれども、ほかの地域はまずやらないという話はありませんでした。いずれにしろ、この事業は３年ぐらい前、二田さんと農業会議が大仙市の市長に会って、こういう事業を農業委員の報酬のほかに多くやってもらいたいということで、大仙市でもやってくださいと言われて、市長がやるというようなことで決めた事業ですので、交付金を受け取らないということは、うまくないような状態ですので、どうか皆さん協力して何とかこの事業を成功させるようにお願いしたいと思います。

議　長　委員の皆さんから何かありませんか。

佐藤委員。

佐藤委員　１２番、佐藤です。

ちょっと確認と、それからお願い等でございます。

活動記録セット、前にこれ渡されたときに切り取って渡すと、こちらのほうで分からなくなるんでないかという話があったと思います。その点１つ確認と、それから、

この資料２なんですが、この声かけとか何とかということの例あるんだけれども、これ書くのも大変だなと思うんで、これもしよければ、これ番号つけて何とかってやれるようにはできないものなのかなというお願いでございます。

参　与　　まず、活動記録簿の切取りについてですが、４月の総会で切り取ると事務処理上、煩雑になるのではないか、あるいは収拾がつかなくなるんではないかということで、従来どおりコピーを取らせていただくという、そういう形でお願いしたところでございますが、その後いろいろ状況が変わりまして、最適化交付金を受け取るような形、先ほど説明しました２番のような形で進めていくということで、状況が４月と変わりましたので、農業委員、推進委員の皆様方には度々ご難儀かけて申し訳ないんですけれども、切り取って事務局ないし分室へ提出するような形でご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。
　それと、もう一つですけれども、活動記録簿の中に詳細という欄がございますが、そこに文字どおり詳細を記入するのは手間暇がかかると、労力がかかるということですが、箇条書１行でも構いませんので、番号を設定して、その番号を書くとか、そういうことでなくて、箇条書で構いませんので、ご記入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

佐藤委員　　確認したいのですけれども。これ切り取って渡してやると、うちらに何も残らないということになるのかな。

参　与　　交付金の事務処理する場合、原本そのものを事務局のほうで保管していないと、うまくありませんので、その関係がありまして、切り取って提出お願いしたいということでございます。
　原本を事務局ないし分室に提出してしまいますと、自分の控えがなくなってしまうという、そういう質問ですけれども、その件につきましては、大変申し訳ないんですけれども、事務局の窓口でコピーを取っていただくか、あるいはご自分の自宅にあるパソコン、プリンターでコピーを取っておくか、そのような形でよろしくお願いいたします。いろいろご難儀かけることばかりで申し訳ないんですけれども、今年度から制度が変わりましたので、どうか皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

菅原委員　　すみません、高橋さん。
　それに関して再度確認したいんですけれども、この活動記録セット、これ出せば、今まで最適化交付金の別用紙あったんですが、提出している用紙。それは必要ないということになりますか。これだけであとはいいということになりますか。

参　与　　もう年度が走っていますので、年度の途中になってしまいますけれども、４月以降は最適化交付金については、全てオレンジ色の中にある活動記録簿一本で処理させていただきますので、よろしくお願いします。

菅原委員　　ということは、これで１冊だけでいいということですな。はい、わかりました。

参　与　　今年度につきましては、まずそういう形で処理しますので、よろしくお願いします。

菅原委員　　確認しました。

議　長　　農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、何か質問ありませんか。
　渡邊委員。

渡邊委員　　この活動記録は、実は３月の総会のときに皆さんに本当に丁寧に言わなければなら

ない事柄だったんです。ところが、もうスタートしてしまっているんですが、４、５、６と。そこで、こちらの要件があるとおり、毎月の一覧にちゃんと書いてくださいということを今、一生懸命言っても過去の３か月間は戻ってこないわけなんです。そこで、何とか思い出して、４、５、６分を出してもらえないかというのが本案ですな。どうかそこら辺のところも、どうかこう皆さん方も気を遣ってですよ、この過去の３か月分、何とか思い出して１ページの１項目でもいいから書き入れをお願いしたいということなんです。そして、毎回毎回は別にむしらなくてもいいですから、これからのことについては、別にむしらなくてもいいから、この冊子のままに記入して、今までどおりくださいと。こういった対処の方がむしろいいんじゃないの。

参　与　　今、渡邊委員のおっしゃられた件についてですけれども、事務局ではあくまでも原本をお預かりしなければならない立場になっております。コピーだけでなく、必ず原本を預からなければいけない形となっておりますので、多少遅れて提出されても構いませんので、原本を必ず提出するようにお願いいたします。原本を提出するということは大変ご難儀をおかけしますが、小冊子から切り取って、それを事務局ないし分室へ提出するということですので、どうかよろしくお願いいたします。

それと、こちらの活動記録簿を見ますと、各月々の分、ナンバー１、ナンバー２、ナンバー３、ナンバー４までしかございません。それの繰り返しになっていますが、そのナンバー１、ナンバー２、ナンバー３、ナンバー４、それにこだわらないで、何月何日何をやったかということを書いていただければ、こちらのほうで判断できますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。

（なしの声）

ないようですので、以上をもちまして、第２７回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はご苦労さんでした。

（午後３時２７分　閉会）